



# 鳥取県公報

令和8年10月27日（火）  
第9834号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

|        |                                           |
|--------|-------------------------------------------|
| ◇ 告 示  | 所有者等が判明しない放置自動車（672）（交通政策課）・・・・・・・・・・ 2   |
|        | 鳥取県指定保護文化財の指定（673）（文化財課）・・・・・・・・・・ 2      |
|        | 特定猟具使用禁止区域の指定（674）（鳥獣対策課）・・・・・・・・・・ 2     |
|        | 土地改良区の役員の就退任（675）（東部農林事務所）・・・・・・・・・・ 4    |
|        | 公共測量の終了（676）（県土総務課）・・・・・・・・・・ 5           |
|        | 松くい虫の特別伐倒駆除の命令（677）（西部総合事務所農林局）・・・・・・・・ 5 |
| ◇ 公 告  | 猟銃安全指導委員の委嘱（警察本部生活安全企画課）・・・・・・・・・・ 6      |
| ◇ 調達公告 | 一般競争入札の実施（教育委員会事務局教育センター）・・・・・・・・・・ 6     |
|        | 随意契約の相手方の決定（河川課）・・・・・・・・・・ 9              |
|        | 落札者の決定（鳥取県立中央病院）・・・・・・・・・・ 9              |

# 告 示

## 鳥取県告示第672号

鳥取県国有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例（平成16年鳥取県条例第32号）第7条第3項の規定に基づき、所有者等が判明しない放置自動車について、次のとおり告示する。

令和8年10月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 警告書を貼り付けた日 | 放置されていた場所                  | 保管している場所   | 車名、塗色又は自動車登録番号              | 車内に放置されている物件 | 告示後の取扱い        | 引取りの方法                              |
|------------|----------------------------|------------|-----------------------------|--------------|----------------|-------------------------------------|
| 令和8年8月26日  | 境港市佐斐神町1634（米子鬼太郎空港駐車場P－0） | 米子市新山字沢田46 | スズキ アルト<br>水色<br>島根584ち5678 | 段ボール等        | 令和9年1月28日以後に処分 | 西部総合事務所<br>米子県土整備局<br>維持管理課に申し出ること。 |
| 令和8年9月2日   | 〃                          | 〃          | ホンダ ライフ<br>黄色<br>鳥取580め1216 | 免許証及び鍵       | 〃              | 〃                                   |

## 鳥取県告示第673号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定をしたので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年10月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 名称                                                                                                    | 員数                                                       | 所在の場所                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|-----------------------------|
| よしだひらたいせきしゅつどかながかんれんいぶつ<br>良田平田遺跡出土官衙関連遺物<br>木簡<br>木製品<br>金属製品<br>土器<br>墨書土器<br>製塩土器<br>漆付着土器<br>土製品  | 19点<br>45点<br>24点<br>70点<br>52点<br>7点<br>13点<br>5点       | 鳥取市国府町宮下1260 鳥取県埋蔵文化財センター   |
| いわよしせきしゅつどかながかんれんいぶつ<br>岩吉遺跡出土官衙関連遺物<br>木簡<br>木製品<br>金属製品<br>土器<br>墨書土器<br>製塩土器<br>施釉陶器<br>土製品<br>石製品 | 19点<br>36点<br>3点<br>43点<br>54点<br>6点<br>29点<br>10点<br>1点 | 鳥取市湯所町一丁目148－2 鳥取県埋蔵文化財センター |
| きんこざねべにいとおどしにまいどうぐそく<br>金小札紅糸威二枚胴具足                                                                   | 1 領                                                      | 鳥取市東町二丁目124 鳥取県立博物館         |

## 鳥取県告示第674号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具（銃器）使用禁止区域を指定したので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

令和8年10月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 名称                | 区域                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 存続期間                     | 禁止する特定<br>猟具の種類 |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|-----------------|
| 本庄特定猟具（銃器）使用禁止区域  | 岩美郡岩美町大字岩本地内の町道大谷杓井線の岩本橋東詰を起点とし、同所から町道岩本7号線を南東に進み、町道岩本本庄線に至り、同町道を南東に進み、蒲生川右岸の堤防に至り、同堤防を南東に進み、県道福部岩美線に至り、同県道を西方に進み、町道本庄岩本線に至り、同町道を北西、北東及び北西に進み、町道大谷杓井線に至り、同町道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 令和8年11月1日から令和18年10月31日まで | 銃器              |
| 浦富特定猟具（銃器）使用禁止区域  | 岩美郡岩美町大字浦富地内の町道岩本浦富線と町道前田線との交点を起点とし、同所から町道前田線を東方に進み、町道浦富4号線に至り、同町道を南東に進み、県道網代港岩美停車場線との交点に至り、同県道を南方に進み、町道宮谷坊谷線との交点に至り、同町道を西方に進み、岩美町立岩美中学校敷地に至り、同中学校敷地に沿って、南方、西方、北方及び西方に進み、岩美町大字浦富字宮ノ谷2948の山林内の山道に至り、同山道を西方、北西、西方、南西、北西、南西及び北西に進み、岩美町大字浦富字城ノ谷堤奥3018の山林内の道竹城跡山頂に至り、同所から、岩美町大字浦富字城ノ谷堤奥3018の境界に沿って北西に進み、岩美町大字浦富字甥子谷3022の境界に至り、同境界に沿って西方に進み、岩美町大字浦富字甥子谷3023の境界に至り、同境界に沿って南西に進み、岩美町大字浦富字甥子谷3022の境界に至り、同境界に沿って北西、北東、南東及び北東に進み、町道宮谷坊谷線に至り、同町道を北方に進み、町道岩本浦富線に至り、同町道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域 | 〃                        | 〃               |
| 浜村川特定猟具（銃器）使用禁止区域 | 鳥取市鹿野町岡木地内の県道郡家鹿野気高線と市道聖り線との交点を起点とし、同所から同県道を北方に進み、市道家の前線に至り、同市道を北方及び東方に進み、市道浜村乙亥正線に至り、同市道を北方に進み、山陰本線に至り、同線を東方に進み、市道浜村梶掛線に至り、同市道を南方に進み、市道梶掛線に至り、同市道を南方に進み、市道岡井梶掛線に至り、同市道を南方に進み、市道木梨岡井線に至り、同市道を南方に進み、市道聖り線に至り、同市道を西方に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域                                                                                                                                                                                                                                          | 〃                        | 〃               |
| 鞍塚特定猟具（銃器）使用禁止区域  | 東伯郡北栄町妻波地内の町道妻波青木線と県道羽合東伯線との交点を起点とし、同所から同県道を東方に進み、県道上大立大栄線に至り、同県道を南方に進み、町道比山高千穂線に至り、同町道を南西に進み、県道倉吉東伯線に至り、同県道を西方に進み、町道妻波青木線に至り、同町道を北東及び北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 〃                        | 〃               |
| 阿弥陀川特             | 西伯郡大山町大字大塚地内の町道大山口大塚線名大橋東橋詰を起                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 〃                        | 〃               |

|                   |                                                                                                                                                                                                                         |   |   |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|---|
| 定猟具（銃器）使用禁止区域     | 点とし、同所から阿弥陀川河川敷右岸に沿って南方に進み、大山広域農道大名橋東橋詰に至り、同所から同農道を西方に進み、県道大山口停車場大山線に至り、同所から同県道を北西に進み、町道平木2号線に至り、同所から同町道を北方に進み、町道神原福尾線に至り、同所から同町道を北方に進み、西伯郡大山町大字所子字場正面415－7地先に至り、同所から農道を北方に進み、町道大山口大塚線に至り、同所から同町道を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域 |   |   |
| 日野川特定猟具（銃器）使用禁止区域 | 日野川河川敷のうち国道9号米子道路から1.3キロメートル上流の同川左岸に位置する大川樋門東側の樹脂製標柱と対岸（右岸）の堤防上の樹脂製標柱（十日市側の農道（通称下道）の終点から西側）を結ぶ線から河口に至るまでの日野川河川区域及び法勝寺川堰から下流の法勝寺川の両岸堤防裏側法肩の間の河川区域                                                                        | 〃 | 〃 |

## 鳥取県告示第675号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、次のとおり湖東大浜土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により告示する。

令和8年10月27日

鳥取県東部農林事務所長 丸 田 謙 一

## 退任した役員の氏名及び住所

|     |         |                  |
|-----|---------|------------------|
| 理 事 | 竹 本 芳 宏 | 鳥取市伏野1117        |
| 〃   | 石 黒 隆 夫 | 鳥取市賀露町南六丁目8－20   |
| 〃   | 片 山 博   | 鳥取市賀露町南一丁目5－14   |
| 〃   | 浦 濱 彰   | 鳥取市賀露町南四丁目22－35  |
| 〃   | 広 澤 榮 司 | 鳥取市賀露町北二丁目2－7    |
| 〃   | 影 井 章   | 鳥取市湖山町南一丁目152    |
| 〃   | 大 西 邦 人 | 鳥取市湖山町北六丁目289    |
| 〃   | 森 本 清   | 鳥取市湖山町西一丁目223    |
| 〃   | 花 房 彰   | 鳥取市湖山町西三丁目583    |
| 〃   | 森 井 辰 昭 | 鳥取市伏野95          |
| 〃   | 田 中 慎 一 | 鳥取市三津374         |
| 〃   | 戸 田 善 泰 | 鳥取市南安長一丁目1－26    |
| 監 事 | 石 黒 智   | 鳥取市賀露町西一丁目3013－3 |
| 〃   | 奥 村 和 敬 | 鳥取市湖山町北一丁目273    |
| 〃   | 竹 本 剛   | 鳥取市伏野35－1        |
| 〃   | 川 上 信 温 | 鳥取市安長353         |
| 〃   | 森 本 寿 夫 | 鳥取市国安146－1       |

令和8年10月3日退任

## 就任した役員の氏名及び住所

|     |         |                |
|-----|---------|----------------|
| 理 事 | 石 黒 隆 夫 | 鳥取市賀露町南六丁目8－20 |
| 〃   | 広 澤 榮 司 | 鳥取市賀露町北二丁目2－7  |
| 〃   | 片 山 博   | 鳥取市賀露町南一丁目5－14 |
| 〃   | 米 村 好 裕 | 鳥取市賀露町南六丁目20－3 |
| 〃   | 影 井 章   | 鳥取市湖山町南一丁目152  |

〃 森 本 清 鳥取市湖山町西一丁目223  
〃 花 房 彰 鳥取市湖山町西三丁目583  
〃 星 見 慎 一 鳥取市湖山町北一丁目672  
〃 山 本 英 世 鳥取市伏野1172  
〃 森 井 辰 昭 鳥取市伏野95  
〃 麻 木 和 美 鳥取市三津213  
〃 戸 田 善 泰 鳥取市南安長一丁目 1－26  
監 事 奥 村 和 敬 鳥取市湖山町北一丁目273  
〃 石 黒 智 鳥取市賀露町西一丁目3013－3  
〃 田 中 瑞 樹 鳥取市美萩野二丁目259  
〃 森 下 博 徳 鳥取市西円通寺11  
〃 山 下 行 正 鳥取市湖山町南一丁目935  
令和8年10月4日就任 任期4年

#### 鳥取県告示第676号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、米子市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年10月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域 米子市淀江町中間
- 3 終了年月日 令和8年9月30日

#### 鳥取県告示第677号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定に基づき、特別伐倒駆除の命令をするので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年10月27日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

- 1 区域及び期間
  - （1）区域  
米子市、境港市、西伯郡大山町及び西伯郡日吉津村の各一部（別紙のとおりとする。）
  - （2）期間  
令和8年11月16日から令和9年3月12日まで
- 2 森林病虫害等の種類  
森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫
- 3 行うべき措置の内容  
松くい虫の付着している樹木が存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、その破砕又は焼却（炭化を含む。）を行うこと。
- 4 命令をしようとする理由  
1の（1）の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の（1）の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。
- 5 その他必要な事項
  - （1）3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
  - （2）3の措置として破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さを6ミリメートル（木材チップパーにより破砕す

る場合にあっては、15ミリメートル) 以下とすること。

- (3) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課、西部総合事務所農林局及び関係市町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

## 公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第28条の2第1項の規定により、猟銃安全指導委員を次のとおり委嘱した。

令和8年10月27日

鳥取県公安委員会委員長 笠 田 直 樹

1 猟銃安全指導委員の氏名及び活動区域

| 氏名    | 活動区域        |
|-------|-------------|
| 櫻井 敬一 | 郡家警察署の管轄区域内 |

2 猟銃安全指導委員の連絡先

猟銃安全指導委員の活動区域を管轄する警察署に問い合わせること。

| 警察署   | 電話番号         |
|-------|--------------|
| 郡家警察署 | 0858-72-0110 |

3 猟銃安全指導委員の任期

令和8年10月8日から令和10年3月31日まで

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年10月27日

鳥取県教育センター所長 小 谷 智 子

1 調達内容

(1) 業務の名称

教育用グループウェア（HCL Notes）に係るライセンス調達業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) ライセンス利用期間

令和9年2月1日から令和10年1月31日まで

(4) 納入期限

令和9年1月15日

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

ア 入札は、紙により行うものであること。

イ 契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の額を含めた契約申込金額とすること（消費税不課税又は非課税のものを除く。）。課税事業者にあつては、内訳として消費税の額を記載すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。  
なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和8年11月4日（水）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県教育センター教育D X推進課

## 4 入札手続等

- (1) 入札手続及び業務の仕様に関する担当部局  
〒680-0941 鳥取市湖山町北五丁目201  
鳥取県教育センター教育D X推進課  
電話 0857-28-2387  
電子メール kyoikucenter@pref.tottori.lg.jp
- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220  
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課  
電話 0857-26-7431
- (3) 入札説明書の交付方法  
入札説明書は、令和8年10月27日（火）から同年11月24日（火）までの間にインターネットの鳥取県教育センターのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/kyoikucenter/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。  
ア 交付期間及び交付時間  
令和8年10月27日（火）から同年11月24日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。  
イ 交付場所  
(1)に同じ
- (4) 郵便等による入札  
可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記するこ

と。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年12月8日(火)午前10時 即時開札。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月7日(月)午後5時までとする。

イ 場所

〒680-0941 鳥取市湖山町北五丁目201

鳥取県教育センター情報教育棟2階 情報教育研修室4

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、件名及び入札者名を記載した上で、密封して提出しなければならない。郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒に件名及び入札者名を記載した上で、「第1回」、「第2回」及び「第3回」と回数を明記し、それぞれ第1回目、第2回目及び第3回目の入札書を入れ、密封して提出すること。

なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を4の(1)の場所に令和8年11月24日(火)正午までに、郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、調達手続特例規則、会計規則、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

## (6) その他

詳細は入札説明書による。

## 8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products : HCL Domino License procurement activities, 1 set
- (2) 2026-11-24 12:00 : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) 2026-12-08 10:00 : Time-limit for submission of tenders  
(2026-12-07 17:00 : Time-limit for submission of tenders by registered mail)
- (4) Contact point for the notice : Office of Tottori education center, 5-201 Koyamacho-Kita,  
Tottori-shi, 680-0941 Japan  
TEL : 0857-28-2387

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年10月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- |                     |                                                                                                                              |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量   | 鳥取県河川防災情報システム（統制局）更新業務 一式                                                                                                    |
| 2 契 約 方 式           | 随意契約                                                                                                                         |
| 3 随意契約の相手方を決定した日    | 令和8年9月14日                                                                                                                    |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地    | 株式会社東芝中国支社<br>広島県広島市中区鉄砲町7-18                                                                                                |
| 5 契 約 金 額           | 53,900,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）                                                                                                |
| 6 随 意 契 約 に よ る 理 由 | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に連接して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその特定役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。<br>(政令第11条第1項第2号) |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地  | 鳥取県県土整備部河川港湾局河川課<br>鳥取市東町一丁目220                                                                                              |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年10月27日

鳥取県営病院事業管理者 萬 井 実

- |                    |                               |
|--------------------|-------------------------------|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量  | 生理検査システム Prime Vita Plus 一式   |
| 2 契 約 方 式          | 一般競争入札                        |
| 3 落 札 日            | 令和8年10月8日                     |
| 4 落札者の名称及び所在地      | 小西医療器株式会社鳥取営業所<br>鳥取市千代水四丁目52 |
| 5 落 札 金 額          | 54,221,750円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日        | 令和8年8月28日                     |
| 7 落 札 方 式          | 最低価格落札方式                      |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県立中央病院医療情報管理室<br>鳥取市江津730   |